

2020年6月8日

秩父ガス株式会社

## 新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるガス料金の特別措置の追加対応について

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げますとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

秩父ガス株式会社は、3月25日に新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金の支払延長について公表しましたが、経済産業省から更なる要請を踏まえ、支払い猶予対象月の拡大を実施いたします。

### 記

#### 1. 適用対象

「緊急小口資金」及び「経営支援資金」の貸付を受け、お申し出いただいたお客様に適用させていただきます。（社会福祉協議会からの貸付の決定通知書をご提示いただきます。）

#### 2. 特別措置の内容（太字追加事項）

2020年2月検針分（支払期限日が2020年3月25日以降となるもの）、3月検針分及び4月検針分のガス料金の支払期限※それぞれ1ヶ月延長いたします。

#### **2020年5月、6月検針分のガス料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長します。**

※支払期限：支払義務発生日の翌日から起算して50日目をいいます。ただし支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び5月1日）の場合はその直後の休日でない日となります。

#### 3. 特別措置適用のご相談・お申込み先

秩父ガス株式会社

【電話】0494-22-2134

【受付時間】平日の9:00～17:00

以上